

桜の花が待ち遠しい季節になりました。桜といえばお花見ですが、東京ディズニーランドに桜の木があるのをご存知ですか？どこにあるかという、ワールドバザールを抜け、右に曲がったスイートハート・カフェレストランの前にあります。全国各地にお花見ポイントがあると思いますが、東京ディズニーランドでお花見というのも楽しいと思います。さて今回のお話は、このニュースでもとりあげて今年の1月からスタートした自動車リサイクル法ですが、あまり皆さんに知られてないこともあり、再度ご紹介したいと思います。

## VOL.58 自動車リサイクル法の話(2)

自動車リサイクル法は、シュレッダーダストの削減・再資源化、不法投棄の防止、フロンガス類・エアバッグ類の適正処理を目的に作られた法律です。車の所有者は**新車購入時、継続車検時、廃車時のいずれかの時1回だけリサイクル料の支払いが必要になります**。今年の2月からはリサイクル料金が支払われていないと継続車検を受けることができません。自動車リサイクル法の対象外となる車は、被けん引車・二輪車(原付、側車付きのものも含む)・大型特殊・小型特殊・その他(農業機械、林業機械、スノーモビル、公道を走らないレース車など)で、それ以外の車はすべて対象となります。**ラダークレーンは大型特殊ですので対象外ですが、8ナンバーのクレーン車や高所作業車は対象となります**。下の写真は実際のリサイクル券で、リサイクル料金の項目が記載

The image shows a 'Recycling Certificate' (リサイクル券) with four sections:

- Section A (A券) 預託証明書 (リサイクル券)**: Contains vehicle details and a table of recycling fees.
 

シュレッダーダスト料金	¥4,790
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
預託金額合計	¥4,920
- Section B (B券) 使用済自動車引取証明書**: Used for vehicle transfer.
- Section C (C券) 資金管理料金受領証**: Shows a fund management fee of ¥480.
- Section D (D券) 料金通知書発行看板**: Shows a total fee of ¥5,400.
 

シュレッダーダスト料金	¥4,790
エアバッグ類料金	*****
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥130
資金管理料金	¥480
フロン類による環境汚染料	*****
支払金額合計	¥5,400

されているのが、判ると思います。  
 シュレッダーダストのリサイクルに必要な料金  
 エアバッグ類の回収・運搬とリサイクルに必要な料金  
 フロン類の回収・運搬とリサイクルに必要な料金  
 リサイクル工場に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金  
 料金欄に「\*\*\*\*\*」と表示されている項目はリサイクル料金に預託されていない装備です。  
 この4つの料金合計は預託金ですので、経理上自動車所有者の資産となり、費用としての処理はできません。

リサイクル料金にはもう一つ、資金管理料金という項目があり、料金の内容としては資金管理法人がリサイクル料金の収納及び管理・運用を行うために必要な料金となっています。この料金は預託金ではなく、支払った時点で費用としての経費処理を行ってください。

### A・B・C・D券の取扱いについて

A券はリサイクル料を預託していることを証明する書面です。新規登録検査、継続車検、使用済自動車の引渡し時に必要となる**大事な書類ですので、大切に保管してください**。又自動車を中古車として譲渡する場合A券を新所有者に渡し、A券に記載されている金額を新所有者から受け取ってください。

使用済自動車として廃車などする場合は、A券を引取業者に渡してください。その際B券に引取業者が必要事項を記入、捺印して引取証明書として最終所有者に渡しますので必ず受けとってください。

B券は引取証明書として自動車の**登録抹消手続きが完了するまで確実に保管**して下さい。

最終所有者は引取業者に使用済自動車を引き渡した時点で、リサイクル料金は預託金ではなくなり支払ったことになり、この時点でリサイクル料金を経費処理してください。その際B券を経費処理の証明としてご利用ください。

C券は先にも書いたとおり、資金管理料金を受領したことを証明する書面で支払った時点での経費処理の証明にご利用ください。D券は発行者の控えとなりますので、直接お客さまに渡すことは少ないと思います。

### 架装物の取扱いについて

トラックなどの架装物は、自動車リサイクル法の対象となるものとならないものがあります。

基本的に載替や別用途での利用などにより、再利用されることが多い架装物は自動車リサイクル法の対象外になっています。例えば**トラッククレーンやカーゴクレーン(エリックレーン)のクレーン部分**や**高所作業車の高所作業部分**については自動車リサイクル法の対象外で、リサイクル料金には含まれていません。架装物で対象となるものは分離が困難な一体型の架装物で、**レントゲン車やキャンピングカー**などが上げられます。

高所作業車やクレーン車の車検を行う時、リサイクル料金の費用説明をさせていただいていますが、まだまだ自動車リサイクル法が知られていないこともあり、「何でそんな費用がかかるの?」というお客様もいらっしゃいます。リサイクル料金は修理費用ではなく、どちらかといえば自賠責や重量税・登録印紙代に近い諸費用です。車検時の費用負担が多くなりますが、宜しく願います。

**ご不明な点、分からない事等ありましたら是非ご相談ください。**